

令和5年度 第1回研修会

「博物館法改正とこれからの博物館について」研修会に参加して

日本大学生物資源科学部 教職・学芸員課程 教授 野村正弘

令和5年5月10日、神奈川県博物館協会主催の「博物館法改正とこれからの博物館について」が県立歴史博物館の地下講堂で開催された(図1)。本学部も附属博物館を持ち同会に加盟している。第1回研修会には、私と本学部博物館職員の田中の2名で参加した。

私は本学部博物館所属ではないものの、学芸員養成の立場から博物館の諸活動に関わっている。大学博物館はこれまでの博物館法では、条件が整っていても「博物館相当施設」であり、「登録博物館」にはなれなかった。しかし、令和4年の博物館法改正（施行令和5年4月1日）で登録要件が緩和され、法人類型に関わらず登録ができるようになったことは、皆様ご存じの通りである。社会の変化に伴って博物館の役割も変化しており、本学部博物館も登録博物館を目指すべきではないかと考えている。

また、改正法の中に「博物館資料のデジタル・アーカイブ化」が明記された。これは博物館現場にとって非常に重い課題である。これまでの学芸員養成科目の中には、デジタル・アーカイブに関する内容はほとんど入っていない。現時点で、「デジタル・アーカイブとは何か」、「博物館がデジタル・アーカイブを制作し公開することの意義は何か」について明確に答えることができる方はそれほど多くはないであろう。努力義務ではあるものの、博物館が行わなければならない事業の1つとなったのである。筆者は法の施行以前から、現場の方たちの不安の声を耳にしていた。

2022年6月、岡山理科大学で開催された全国大学博物館講座協議会に前任大学の資格課程主任として参加している。この場でも博物館法改正に関する説明と討議が行われ、今回の講師でいらっしゃる中尾智行氏から説明があった。デジタル・アーカイブ化の法律明文化に係る問題点について



図1 研修会の様子

は、会場および情報交換会において、中尾氏ともう1名の文化庁職員の方と議論をさせていただいた。その時の回答は、「デジタル・アーカイブ化は外部委託を想定しているので博物館の負担は少ない」であった。しかし、作業自体は外部委託だとしても、成果品の検収は館内で行わなければならないので「デジタル・アーキビスト」と同等の能力を有する職員（学芸員？）が必要になるはずである。デジタル・アーキビストを新たに採用できる館は少ないと考えられるので、学芸員養成の内容を対応させるべきではないかという意見を差し上げている。その時は法施行前であったため、変更もあり得るという回答であったと記憶している。今回研修会の案内をいただき、前述の昨年6月とほぼ同じ内容の講習であるため、その後どのような進展があったのかを知りたいと思い、期待して参加をさせていただいた。

今回、博物館法改正に至るまでの経緯、法の目的と解説があり、それを受けての博物館事業の見直しについて説明がなされた(図2)。「文化芸術基本法に基づく」ことの説明では、“文化で稼ぐ”ためではないことをしっかりと説明していただけた。博物館現場および学芸員養成側が若干の誤解をしていた部分であり、大変良かった。観光で訪れる外国人の需要に対応したサービスを提供することは、「来るもの拒まず」の博物館の基本理念と

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

7

図2 博物館法改正の主な内容（中尾氏配布資料より）

なんら相反するものではないし、むしろ社会の変化から取り残され、”次代に選ばれない博物館“になる方が大きな問題である。それぞれの館園でできることは違うかもしれないが、自らの役割を再認識することにも気づかせていただいた。

デジタル・アーカイブに関する資料も多数提示していただいた。アナログの資料を基本に事業を展開してきた博物館にとって、デジタル化の波に乗るのは簡単ではない。しかし、コロナ禍でオンライン活用に大きくシフトしたことは事実である。

博物館は社会教育施設であるため多様な学習機会を提供しなければならない。それが社会の要請であるならば、変わらなければならない。中尾氏はこれを説明するための説得力のある資料を、多数提示して下さった。博物館現場が次のステップを考えるための大変有用な資料である。

一方、デジタル・アーカイブ化を事業として継続させるには費用の確保は必須である。ほとんどの館で、作業のすべてを外注することは困難であろう。今回、これに回答する形で国が手当てした予算の一覧を示していただいている。各館は積極的にこれを活用すべきである。

仮に費用が用意できたとしても、ポリシーは各館で策定しなければならない。私ごとではあるが、筆者は平成5年から博物館現場でデジタル・アーカイブの制作を開始し、平成8年から公開をした経験を有する。また、前任大学では15年間、「デジタル・アーカイブズ論」の授業を担当してきた。各館が資料のデジタル・アーカイブ化のポリシー策定・実施の際に、私がお役にたてるようであれば遠慮なくお声がけいただきたい。

今回、大変活発な神奈川県博物館協会の研修会および情報交換会に参加し、久しぶりに現場の空気に触れることができたことは、感謝の念に堪えない。これを縁に地域博物館と大学博物館、地域博物館と地域大学の学芸員養成課程との連携を強化していきたいと考えている。ご理解とご協力をお願いいたします。

末筆ながら、このような有意義な研修を企画・開催していただいた神奈川県博物館協会の幹事および事務局の皆様へ感謝し、貴会の益々の発展を祈念して、報告とさせていただきます。

新しい地域博物館のかたち

—「『大地と人のものがたり』をテーマとしてオープンした『茅ヶ崎市博物館』の見学と解説」に参加して—

平塚市博物館 早田旅人

はじめに

2023年6月21日、茅ヶ崎市博物館にて神奈川県博物館協会の令和5年度第2回研修会が開催された。茅ヶ崎市博物館は、1971年に開館した茅ヶ崎市文化資料館に代わり、2022年7月に開館した新しい博物館である。前身の茅ヶ崎市文化資料館は市民参加型の博物館活動を長きにわたり展開してきた地域博物館である。新たに開館した茅ヶ崎市博物館は「大地と人のものがたり」をテーマに新たな設備のもと、その資料と伝統を引き継ぎ、活動を展開していくものと思われるが、そうした新旧の要素が融合した博物館の在り方への関心から本研修会に参加させていただいた。以下、研修会におけるレクチャーと施設見学、およびそのなかでの質疑応答でうかがったお話しなどから感じたこと、考えたことを述べていきたい。

1. 他部局との連携とミュージアムリテラシーの向上

研修会の最初に行われた須藤格館長によるレクチャーで強調されていたのは、茅ヶ崎市博物館の設立過程における財政部局や都市建設部局など行政内のステークホルダーとの十分なコミュニケーションの必要性であった。公共施設の再編計画に博物館が位置付けられてから博物館の整備基本計画策定への検討が始まるまでに要した6年間、ほとんどこれに費やしたというが、これにより行政内部に博物館を理解し支援してくれる仲間を作ることができたとのことであった。また、その際にカギとなるのは博物館が「まちづくり」という課題を共有する施設であることを理解してもらうことであるとのことであった。茅ヶ崎市博物館の場合、博物館を拠点に周辺の史跡や公園を人々が回

遊し、学びの中でにぎわいを創出するという「まちづくり」に寄与する施設としての位置づけが財源確保等、行政内部の協力を得られる重要な要素となったという。博物館が市民や社会教育にとってだけでなく行政内部においても有用な施設であることを理解してもらうことは、とりわけ公立博物館にとっては重要であろう。須藤館長は行政内部への説明をミュージアムリテラシー向上の一步と評していた（須藤格「普段づかいの博物館を目指して—茅ヶ崎市博物館づくり—」『民具マンスリー』第56巻3号、2023年）。そうしたコミュニケーションの場は、博物館や学芸員にとっては行政内外の博物館に対する期待や疑問などの意識を知る場ともなろう。近年、博物館の活用や評価として安直に「集客」「集金」を特筆するような言説を耳にするが、そうした言説が流布する一因として社会や行政におけるミュージアムリテラシーの貧困があると思われる。その向上のためにも博物館は不断に主体的に社会や行政内部における存在意義や貢献のあり方を問い直すとともに、それを訴えるべくコミュニケーションを図る必要があると改めて感じた。

2. 「普段づかい」の博物館

茅ヶ崎市博物館は「普段づかい」される博物館を目指しているとのことであった。その観点から施設面として特徴的であったのは、市図書館の分室として司書が派遣される図書室が設けられていることであった。これには館蔵図書の活用や、展示関連図書の貸し出し、博物館の必要図書の図書館での購入、図書の返却を契機とした入館者増などの利点があるという。このような図書室は周辺住民が博物館に立ち寄りきっかけともなり「普段づかい」の博物館を目指すうえで有効な手段であると思った。これも他部署との連携の一つといえ

よう。図書室もなく司書もおらず他館から送られた膨大な図録類が学芸員の業務上のみに使われ、ほぼ市民の目に触れることのない筆者の勤務館の状況を思うと、こうした図書館との連携は博物館のリニューアルや新設の際の参考になると思われた。

また、展示の面で特徴的なのは、他館で言うところの「常設展示室」にあたる「基本展示室」であった。「常設展示室」ではなく「基本展示室」とされることの意味には、茅ヶ崎の自然や文化の基本的なテーマ・内容を知る展示という意味と、「常設」ではなく4か月おきにテーマユニットごとに展示替えを行い、いつ訪れても新たな発見のある展示であるという意味が含められているという。また、「基本展示室」に隣接した「企画展示室」では特定のテーマを掘り下げる企画展が開催され、「基本展示」の展示内容やテーマについての学びがさらに深められる仕組みとなっている。研修会当日は藤間柳庵没後140年記念展「幕末の柳島に生きる」が開催され、茅ヶ崎市柳島の廻船問屋・村役人・文化人であった藤間柳庵と藤間家に関する資料が展示されていた。企画展の開催はもちろん利用者にとって来館契機になる。さらに、電子展示の「ちがさき地形模型」も含め、展示はなるべくシンプルにして館職員だけで更新できる作りであるという。このような展示室の構成とコンセプト、作りは、市民をリピーター的な博物館の「普段づかい」に導くものといえよう。

3. バックヤードと新たな市民参加型活動

バックヤード見学では主に歴史民俗資料収蔵室を見学した。新しく広い中二階の収蔵室であったが、文化資料館時代の資料が移管されているため、すでに飽和状態に近いように見受けられた。新設とはいえ、前身のある博物館の収蔵室の実情がうかがえた。研修会当時も資料の引越作業は完了していないとのことで、引越作業の大変さやご苦労がうかがえた。

活動面としては今後、文化資料館時代に培った、市民と協力した博物館活動を継承していきたいとのことであったが、研修会当時の段階では旧文化

資料館からの資料の引越作業等で手が回らないため、教育普及事業は講座やワークショップなどが中心で、市民協働的な活動はこれからとのことであった。引越終了後に再開したいとのことであるが、その際は常設・永年継続的なグループ活動ではなく、プロジェクトごとに募集・解散するタイプの協働を目指しているとのことであった。常設・永年継続的なグループ活動に生まれがちな利用者の固定化・高齢化や、参加者内部でのヒエラルキー醸成による学習・活動の柔軟性の低下などを避け、より開かれた学びの展開を目指す目的があるとのことであった。筆者の勤務館においても「みんなで調べよう」と題したプロジェクトごとに募集して生き物や星空の調査を行う市民協働活動があるが、やはり市民協働的な活動の主流は常設・永年継続的なグループ活動といえる。確かにこれらには上述の問題が生まれがちであることは筆者も感じるところである。しかし、永年継続による知識・スキルの向上や調査研究の蓄積、ベテラン会員による新入会員への教育など会員間の学び合いも捨てがたい。ただ、茅ヶ崎市博物館ではこのような市民協働的なグループ活動だけでなく、一般来館者へも十全に対応し、「地域を変革する媒体装置」としてより開かれた学びの展開に取り組む考えがあるようである（前掲須藤稿）。今後、茅ヶ崎市博物館で展開されていく新たな市民協働的活動や学びのかたちに注目していきたいと思った。

おわりに

茅ヶ崎市博物館は外観も内装もスタイリッシュで開放的で、清新な印象を持った。また、外観だけでなく館の設備やテーマ、コンセプト、活動方針にも新たな地域博物館のかたちが感じられた。近隣は穏やかな田園風景が広がり、博物館からは富士山も望め、居心地の良い博物館でもあった。まだ訪れたことのない方にはぜひ訪れることをお勧めしたい。

最後に、本研修会で懇切丁寧なレクチャーと解説をいただいた須藤格館長はじめ、茅ヶ崎市博物館の皆様、また、本研修を企画・運営してくださった県博協の皆様へ感謝申し上げます。

令和5年度 第3回研修会（神奈川震災100年プロジェクト）

「関東大震災100年 博物館の災害教訓」参加記

相模原市立博物館 秋山幸也

令和5(2023)年10月3日、相模原市立博物館大会議室において神奈川震災100年プロジェクトの一環として本年度第3回研修会「関東大震災100年 博物館の災害教訓—その時、神奈川県では？」が行われた(図1)。参加者は加盟館員を中心に51名だった。

事例報告1「関東大震災における文書資料の被害と保存、継承～横浜市の事例～」

大正大学文学部の松本洋幸氏から、横浜市史編纂のために収集された文書資料の震災による被災状況とその後の復旧過程について紹介された。

松本氏によると、横浜市は開港50年祭(明治42<1909>年)を契機として歴史ブームが起こり、周年記念誌の刊行や史料展覧会の開催を経て、大正9(1920)年に市史編纂係が設置されたそうである。5カ年計画で始められた事業であるが、その4年目で起きた関東大震災(大正12<1923>年9月1日)による大火災で市史編纂係のあった横浜市役所は全焼。収集した約6000点(推定)が焼失した。

地域の歴史を体系的に記述しようと資料を集約したために、まとめて焼失してしまった。天災によるものとしても、関係者の絶望はどれだけ大きかったか、想像するのもつらい事実だ。しかし、編纂主任を中心に所蔵者へのおわび行脚が行われた後、大正13(1924)年には編纂事業の継続が決定、大正15(1926)年～昭和2(1927)年には『横浜市震災誌』(全5巻)、昭和3(1928)年には『開港70年記念 横浜史料』(史料図録)が刊行された。そして昭和6(1931)年～同8(1933)年にかけて『横浜市史稿』が刊行されたことは、震災という大災害をバネに、関係者の歴史の記述への熱意と、いわば意地に似た使命感のようなものが結束して大事業が成し遂げられた証左であろう。

コピー機の無い当時、史料の保存活用は謄写を



図1 研修会の様子

基本としていた。その際の方針に、特定の歴史観に基づく優先順位が入り込むと、歴史の忘却や消滅の恐れが生じるという講師の言葉が印象に残った。

事例報告2「関東大震災における文化財の被害と保存、継承～鎌倉の事例～」

2番目の報告では、鎌倉歴史文化交流館の浪川幹夫氏から鎌倉の大仏をはじめとした社寺の被害と復興、文化財の修復、そして鎌倉国宝館設立の経緯などが紹介された。

浪川氏によると、鎌倉大仏が関東大震災で35センチメートルほど前へ移動し(大仏前進)、翌年1月15日の丹沢地震によって約30センチメートル後退して戻ったことをはじめ、建長寺や円覚寺など名刹が大きな被害にあったそうである。

印象的だったのは、英勝寺楼門が震災で倒壊したあと、部材が二束三文で薪として売りに出されていたところ、銀行家の間島弟彦氏が買い取り、2千円(当時)の費用をかけて復元したエピソードである。大震災という未曾有の惨事において、文化財の価値が相対的に軽んじられるのは容易に想像でき、そのような中で篤志家が救済に動いたのは極めて幸運な事例だったということだろう。その影には、多くの文化財の消滅があることを意識

せずにはいられない。

また、鎌倉は歴史的にも多くの財界人や文化人が居住しており、復興に財界、政界などのバックアップが少なからずあったことも推察される。中でも大正4(1915)年に発足した鎌倉同人会の存在は大きい。同会を中心として大震災後に宝物館建設の機運が高まり、寄付金を集めて震災3年後に着工。工事費、材料費の高騰により建設が頓挫しかけるが、間島弟彦氏の遺志などにより昭和3(1928)年に完成したことは特筆される。

大災害において、文化財の保全が社会の復興の優先順位の上でどのような位置づけになるのか、どの時代も難しい判断が迫られる。その点において、やはり地域の文化財の価値を共有する人々の思いが極めて重要であることを改めて感じた。

事例報告3「東日本大震災と水族館の対応～新江ノ島水族館の例～」

3番目の報告は、新江ノ島水族館の崎山直夫氏による東日本大震災における新江ノ島水族館の対応状況を経時的に追う、とても臨場感のあるものだった。藤沢市の震度は4とされ、発災時の入場者は推定450名程度であった。長周期の揺れにより水槽の水があふれ、電源浸水といった被害があったものの、人的被害なし、停電や火災、断水はなかったそうである。

発災後の主な動きとしては、14時50分からお客様の館外退避誘導開始、15時07分退館確認。15時13分閉館決定、15時24分直近の白百合小へスタッフ全員避難、15時30分津波警報発令、18時30分にスタッフは館内へ荷物を取りに行き、帰宅開始。そして翌日3月12日から18日まで休館の後、3月19日営業再開となった。

こうした記録から、お客様の避難誘導に際して津波の危険や交通機関の麻痺についての案内が足りなかったこと、スタッフの避難が遅かったと

いった反省点を挙げられていた。確かに東北地方から関東地方北部太平洋岸の津波による被害が明らかになったのは発災から数時間が経ってからであり、津波への社会の認識が東日本大震災を境に改められたことを、今さらながら気づいた。

震災後の電力供給制限への対応や、原発事故に伴い県内に避難している方々への出張プログラム、被災した水族館への支援や動物の避難対応など、新江ノ島水族館が実施してきた多面的な震災対応の数々が紹介された。その中で最も重要なものは、危機管理マニュアル、自衛消防隊組織図、避難経路図の策定と、それに基づいた防災訓練の実施(年3回)であろう。マニュアルの策定は完成ではなく、進化させる端緒、という講師の言葉が胸に刺さった。

ディスカッション

3つの事例報告の後、講師3名と司会者が登壇してディスカッションが行われた。ここでも活発に議論され、地域史料を扱う意識の変化について、津波の河川遡上の記録について、被災状況の写真に関する具体的な撮影データの有無、作成主体による津波ハザードマップの被害想定との相違への対応といった、専門性を帯びた具体的な質問とそれに対する見解がやりとりされた。

十分な議論の時間が得られたとはいいい難いものの、事例紹介の中から重要なポイントが浮かんできた。それは、広域的な連携の重要性と、地域社会が人命と文化財の価値を天秤にかけるのではなく、社会全体の復興のためにはどちらも重要であるという意識を高めていくことの必要性である。そして、このような課題解決のためには、やはり神奈川県博物館協会のような「顔の見える関係性」が大切であることを共通認識として再確認できたことは、今回の研修会の最大の成果と言えるだろう。

「博物館におけるデジタルアーカイブズの理論と実践」参加記

横浜開港資料館 神谷 大介

■研修会の概要・趣旨

2023(令和5)年12月14日(木)、小田原市生涯学習センターけやき2階大会議室を会場として、神奈川県博物館協会令和5年度第4回研修会(機能研究部会)が開催された。「博物館におけるデジタルアーカイブズの理論と実践」をテーマに掲げ、講演および事例発表を行うものであった。

まず小田原市文化庁生涯学習課課長の田村直美氏より開会挨拶、次いで機能研究部会を代表して横須賀市自然・人文博物館の瀬川渉氏より趣旨説明がなされた。2023年4月から施行された改正博物館法において博物館資料のデジタルアーカイブ化の推進が明記されたことを受け、「あらためて博物館におけるデジタルアーカイブ化の理論を確認し、事例を知ること」によって実践につなげていくことが研修会の目的である。

■講演

日本大学生物資源科学部教授・野村正弘氏による「現場学芸員のためのデジタルアーカイブズ論」と題する講演は、群馬県立自然史博物館にて学芸員を務めていた頃の経験を踏まえつつ、デジタルアーカイブズの基本的な考え方や博物館での活用の在り方、知的財産に関する法律の位置付け、デジタルアーキビスト養成、保存・連携に関する課題などについて多角的観点から解説するものであった。

デジタルアーカイブの運用にあたって文化に関する理解が不可欠であることは言うまでもないが、運用主体には文化的所産や文化活動についての価値判断が求められるわけであり、ここに学芸員・博物館の必要性が生じてくると野村氏は述べる。デジタルアーカイブを活用した積極的な情報発信が個々の学芸員に求められる時代になっていることを改めて認識した。

野村氏は博物館資料をはじめ文化的景観・文化遺産、職人技や民俗技術、将来に伝承すべき現在の記録、無形文化財も含め、あらゆる資源がデジタルアーカイブの対象となり、「デジタル財(digital

heritage)」に発展する可能性がある」と指摘する。さらにネットを介してデジタルアーカイブにアクセスするバーチャルビジターに対応し、広域かつ大規模な教育・学習支援を行い、eラーニング教材を提供するといった具体的な取り組みの事例についても紹介があった。

博物館内での利用の在り方としては、デジタルアーカイブと展示解説システム、音声ガイドとの連動について詳細な解説がなされた。

音声ガイドについては多言語対応以外にも、実況中継に慣れたラジオアナウンサーを起用することで臨場感を演出したり、展示物の位置・形状を音声説明に盛り込むことによって視覚障がい者にも利用可能なコンテンツを用意できるという。

多様な来館者のニーズに対応するためには展示解説の情報をデジタル化し、解説用端末への配信、電源管理など統合的な管理システムを導入する必要がある。継続的な資金の確保、システムの安定稼働を可能にする技術的対応といった点はデジタルアーカイブを整備する上で各館園共通の課題となろう。野村氏からは巡回展示の解説をアーカイブ化してコンテンツ開発を合理化したり、収蔵資料を活用した出版、商品デザインへの応用による博物館収入の多角化といった課題解決の方策が示された。

最後に作成時から生み出されるボーン・デジタル(born digital)の取り扱い、博物館・公文書館・図書館をはじめ大学・企業も巻き込んだMALUI連携の構築、ユーザーによる評価とそのフィードバックといった課題が示されて充実した内容の講演は終了となった。

質疑応答ではデジタルアーカイブにおけるAI活用の事例やアーカイブ化する情報の取捨選択などに関して議論が深められた。

■事例報告

休憩を挟み、小田原郷土文化館学芸員の吉野文彬氏が「おだわらデジタルミュージアムについて」と題する事例報告を行った。「おだわらデジタル

ミュージアム」は小田原市が収蔵する資料を閲覧・検索することができるポータルサイト（2023年3月31日公開）であり、デジタル田園都市国家構想交付金および新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用して実現したものである。

報告で驚かされたのは計画から実現までのスピード感である。2022(令和4)年1月に実施事業のアイデア募集について内閣府から市の担当課を通じて照会があり、3月に交付が決定、9月にプロポーザルによる業者選定が行われ、10月から資料の整理・デジタル化を開始、さらにデータベース、コンテンツ、ウェブ制作を進めて2023年3月31日にサイトオープンに至ったという。もちろん従来からの地道な作業蓄積があつたことだろうが、本格的な資料整理から公開までわずか半年ほどで実現したことになる。しかも「おだわらデジタルミュージアム」は郷土文化館・小田原城天守閣・中央図書館・尊徳記念館・文化財課など複数の館が収蔵する多様な資料を一元的に管理するシステムである。そのため共通項目と固有項目を精査して統一フォーマットを作成するだけでも、分野に応じた専門知識、館ごとの意思統一が必要になるはずである。それにもかからず短期間で公開を成し遂げているのは、ひとえに地域の魅力と文化をより多くの人々と共有したいという現場の学芸員・職員たちの熱意によるところが大きいのだろう。報告ではサイトオープン後も持続的に活用してもらえそうな魅力あるコンテンツ作りに努めていることも説明された。

最後にデータのバックアップやアクセス情報のアナリティクス、広報、アクセシビリティの現状、今後の課題としてマップコンテンツの充実や教育現場との連携に言及し、事例報告は終了した。

質疑応答では寄託資料や自然史資料の取り扱い、公開可否の判断などについて意見が交換された。

■所感

改正博物館法の施行を受け、博物館におけるデジタルアーカイブ化の需要は一層拡大している。原資料との両輪でデジタル資料をどのように活用

していくのか。各館園が直面している共通の課題であろう。とはいえ、日々の実践の中で生じる課題を共有し、理論に落とし込んでいく議論を展開する機会は決して多くない。理論と実践の狭間の葛藤を可視化・言語化した今回の研修会からは様々な気づきを得た。

持続的なデジタルアーカイブの運用を実現する手段は各館園の個性に応じて多様であろうが、まずは各館園固有の魅力的なコンテンツを精査し、情報発信のバリエーションを増やしていくことが肝要であろう。野村氏の「雨やどりで入った人もお客さん」という言葉は、バーチャルビジターへの対応という文脈において実に印象的であった。博物館を「社会の公器」と位置付けるならば、障がい者に対応した文字・音声の工夫は言わずもがな、アフターコロナの局面を迎えて外国からの来館者が増加し、国内の文化財への興味関心が高まる傾向にある昨今、利用者のニーズに応じた解説の多言語対応も必須となる。

デジタルアーカイブの運用においては知的財産と肖像権、個人情報保護といった法律に関する知識が必要とされる。筆者が所属する横浜開港資料館でも複製資料利用に関する申請・問合せが日々なされており、法的知識の必要性を痛感しているところであったが、その重要性を再確認できた。コンプライアンスに基づくデジタルアーカイブの運用は個別に議論を深めていくべきテーマの一つとなろう。

今回の研修会を通じて最も実感したことは、いくら高性能なデジタルアーカイブを整備できたとしても、その資金確保の問題も含め、結局のところ携わる人間の熱意が根底になれば持続的運用は難しいということである。デジタルアーカイブの公開はゴールではなくスタートである。各館園の努力によって得られた知見を他の館園とも共有し、改善のための意見を交換していく。そうした場として神奈川県博物館協会が果たすべき役割は今後一層大きくなっていくのではないかと。

未筆ではあるが、貴重なご報告をいただいた野村氏・吉野氏、本研修会の企画に携わった関係者各位に感謝の意を表し、拙い参加記の筆を擱くことにしたい。